债券内容説明書 平成25年2月20日現在

# 広島県·広島市折半保証 第6回広島高速道路債券



広島高速道路公社

- 1. 本債券内容説明書(以下「本説明書」という。) において記載する「広島県・広島市折半保証第6回広島高速道路債券」(以下「本債券」という。) は、地方道路公社法(昭和45年法律第82号。以下「公社法」という。) 第27条の2に基づき、広島高速道路公社(以下「当公社」という。) が発行する公募債券です。
- 2. 本債券は、広島県・広島市(以下「設立団体」という。)が折半して債務保証をしている公募債券です。
- 3. 本債券については、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第3条により同法第2章の規定は適用されず、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は必要とされません。

本説明書は、当公社の事業、財務の内容等について、公社法第26条に定める財務諸表等をもとに、当公社が任意に作成したものであり、金融商品取引法第13条第1項に基づく目論見書ではありません。

また、本説明書においては、保証体である広島県及び広島市に係る開示はなされておりません。

4. 当公社の財務諸表は、公社法及び地方道路公社法施行規則(昭和45年建設省令第21号。 以下「公社法施行規則」という。)、並びに広島高速道路公社会計規程及び同実施細則 に基づき作成され、公社法で規定する当公社監事による意見を付した上で、設立団体の 長である広島県知事及び広島市長に提出しているものです。

なお、上記の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定は適用されないため、かかる規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査証明は受けておりません。

本説明書は、以下の場所に備え置き閲覧に供しています。

広島高速道路公社総務部総務課(本社) 広島市中区中町 8-18 広島クリスタルプラザ内(12 階) 電話番号:082-249-3693(代表)

# <u>目 次</u>

頁	
· 1	第一部 証券情報
• 2	第1 募集要項
. 2	1 新規発行債券
	2 債券の引受け及び債券に関する事務
_	3 新規発行による手取金の使途 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
• 7	第二部 法人情報
. 8	第1 法人の概況
· 10 · 11 · 28	1 主要な経営指標等の推移 2 沿革 3 事業の内容 4 関係会社の状況 5 職員の状況
. 29	第 2 事業の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
· 36 · 37 · 37 · 38	<ol> <li>業績等の概要</li> <li>対処すべき課題</li> <li>事業等のリスク</li> <li>経営上の重要な契約等</li> <li>研究開発活動</li> <li>財政状態及び経営成績の分析</li> </ol>
. 40	第3 設備の状況
• 40	1 設備投資等の概要 ····································
· 42	第 4 法人の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
• 42	<ul><li>1 基本金の推移</li><li>2 役員の状況</li><li>3 コーポレート・ガバナンスの状況</li></ul>
· 45	第 5 財務の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
·· 45 ·· 45 ·· 46 ·· 46 ·· 47 ·· 51	<ol> <li>財務諸表の作成方法</li> <li>財務諸表の提出</li> <li>財務諸表等         <ul> <li>(1) 平成 23 事業年度</li> <li>①監事の意見書</li> <li>②財務諸表</li> </ul> </li> <li>(2) 平成 22 事業年度</li> <li>①監事の意見書</li> </ol>
	<ol> <li>財務諸表の作成方法</li> <li>財務諸表の提出</li> <li>財務諸表等         <ul> <li>(1) 平成 23 事業年度</li> <li>①監事の意見書</li> <li>②財務諸表</li> <li>(2) 平成 22 事業年度</li> </ul> </li> </ol>

- (注) 1. 本説明書中の数値は、特に他の記載のない限り、平成24年4月1日現在のものです。
  - 2. 本説明書中の表においては、数値が原則として四捨五入されているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。
  - 3. 当公社の事業年度は、各年の4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了します。本説明書中、「平成23事業年度」とは、平成23年4月1日に開始し平成24年3月31日に終了した事業年度をいい、他の表記もその例にならいます。

# 第一部 証券情報

# 第1 募集要項

# 1 新規発行債券

1 10/1/96/2011 18/93					
銘 柄	広島県·広島市折半保証 第6回広島高速道路債券	債券の総額	金 10,000 百万円		
記名・無記名の別	_	発行価額の総額	金 10,000 百万円		
各債券の金額	1,000 万円	申 込 期 間	平成 25 年 2 月 20 日		
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込金 に振替充当する。申込証拠金に は利息を付けない。		
利 率	年 0. 791%	払 込 期 日	平成 25 年 2 月 28 日		
利 払 日	毎年2月28日及び8月28 日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の 本店及び国内各支店		
償 還 期 限	平成 35 年 2 月 28 日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号		
募集の方法	一般募集				
	1 利息支払の方法及び期限				
	(1)本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれを付け、平成25年8月28日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年2月28日及び8月28日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。				
利息支払の方法	(2)半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。				
	(3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。				
	(4)償還期日後は、利息を付けない。				
	2 利息の支払場所				
	別記「摘要」欄「8 元利金の支払」記載のとおり。				
	1 償還金額				
	各債券の金額 100 円につき金 100 円				
	2 償還の方法及び期限				
	(1)本債券の元金は、平成35年2月28日にその総額を償還する。				
償還の方法	(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。				
	(3)本債券の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務 規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつで もこれを行うことができる。				
	3 償還元金の支払場所				
	別記「摘要」欄「8 元利金の支払」記載のとおり。				
担 保	本債券には担保は付されてお はない。	らず、また本債券の	つために特に留保されている資産		

		十年本の一人 17~12年12年12年12年12年12年12年12年12年12年12年12年12年1
保	証	本債券の元金及び利息の支払については、公社法の定めるところにより、設立団体である広島県及び広島市の議会議決(広島県 平成24年3月16日議決、広島市 平成24年3月22日議決)に基づき、設立団体が折半して保証する。
財務上	担保提供制限	該当事項なし (本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。)
の特約	その他の条項	該当事項なし
取	得格 付	該当事項なし
		1振替債
		本債券は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
		2 募集の受託会社
		(1)本債券に関する募集の受託会社(以下「募集の受託会社」という。)は、 株式会社広島銀行とする。
		(2)募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を 受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判 上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
		(3)募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項並びに当公社及び募集の受託 会社との間の平成 25 年 2 月 20 日付広島県·広島市折半保証第 6 回広島高速 道路債券募集委託契約に定める事務を行う。
		(4)株式会社広島銀行は、本債券に関し、別記「振替機関」欄に定める振替機関 の業務規程において定める発行代理人業務及び支払代理人業務を行う。
摘	要	3 公告の方法
31.4	^	(1)当公社は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が本債券の債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
		(2)本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを 除き、広島県報及び広島市報にこれを公告する。
		4 債券原簿の公示
		当公社は、当公社本社内に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
		5 本債券の発行要項の変更
		(1)当公社は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大な る関係を有する事項を除き本債券の発行要項を変更することができる。
		(2)前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、当公社はその内容を公告する。ただし、当公社と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合はこの限りでない。

- 6 本債券の債権者集会
  - (1)本債券の債権者集会(以下「債権者集会」という。)は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に関する事項について決議をすることができる。
  - (2)債権者集会は、広島市において行う。
  - (3)債権者集会は、当公社又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。
  - (4)本債券の総額(償還済みの額を除き、当公社が有する当該債券の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当公社又は募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。
  - (5)本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額の合計額(償還済みの額を除く。)に応じて、議決権を有する。
  - (6)前号の規定にかかわらず、当公社は、その有する本債券については、議決権を有しない。
  - (7)債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者の議決権の 総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2 以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
  - (8)前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
    - ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本債券の発行要項の定めに違反するとき
    - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき
    - ③決議が著しく不公正であるとき
    - ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき
  - (9)本債券の債権者は、代理人によってその議決権を行使することができる。 当公社又は募集の受託会社は、その代表者若しくは代理人を債権者集会に出 席させ、又は書面により意見を述べることができる。債権者集会に出席しな い本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところに従い、書面によって 議決権を行使することができる。
  - (10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対してその効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。
  - (11)本項に定めるほか、債権者集会の手続の細則については、当公社と募集の 受託会社が協議してこれを定め公告する。

摘要

7 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務

- (1)当公社は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令又は当公社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当公社に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。
- 8 元利金の支払

本債券の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の 業務規程その他の規則に従って支払われる。

摘 要

# 2 債券の引受け及び債券に関する事務

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額 (百万円)	引受けの 条件
債券の	三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号	5, 000	1 引本のに共て引行 本のに共て引行 本のに共て引行 本のに共て引行 する がった かんし 取を のりが かんし かんし かんし かんし かんし かんし かんし かんしん かんしん
引受け	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号	5, 000	本 引 数 手 は 券 者 の の り き 銭 し つ き 銭 す る り っ り る り っ り っ り っ う も も ら っ う っ ら っ ら っ ら っ ら っ ら っ ら っ ら っ ら っ
	計		10, 000	
債券に関	募集の受託会社の名称	住	所	
する事務	株式会社広島銀行	広島県広島市中区紙屋町	一丁目3番8-	뭉

# 3 新規発行による手取金の使途

## (1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
10,000,000,000 円	33, 100, 000 円	9, 966, 900, 000 円

## (2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額 9,966,900,000 円は、公社法第 21 条第 1 項及び広島高速道路公社定款(以下「定款」という。) 第 13 条第 1 項に定める道路の新設事業に係る借換資金の支出に、その全額を平成 25 年 3 月末までに充当する予定です。

# 第二部 法人情報

## 第1 法人の概況

## 1 主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

決算年度	平成 19 事業年度	平成20事業年度	平成 21 事業年度	平成22事業年度	平成23事業年度
経常収益	5, 482	6, 674	7, 704	8, 702	8, 692
道路料金収入	3, 848	4, 053	3, 958	7, 173	7, 766
道路管理費	1, 135	1, 364	1, 451	2, 388	2, 378
償還準備金繰入 *1	1, 538	1, 520	1, 287	2, 366	2, 863
償還準備積立金繰入 *2	497	589	2, 456	1,024	298
支払利息 *3	1,080	1,067	1,067	1, 993	2, 067
有利子負債残高 *4	119, 974	131, 971	147, 343	154, 937	159, 134
償還準備金 *5	10, 868	12, 387	13, 674	16, 040	18, 904
償還準備積立金 *6	6, 548	7, 137	9, 593	10, 617	10, 915
基本金 *7	61, 275	66, 640	72, 785	75, 375	76, 440
純資産額 *8	61, 409	66, 774	72, 919	75, 509	76, 574
総資産額 *9	292, 715	321, 268	349, 488	354, 154	359, 072
職員数 *10	87 人	90 人	92 人	78 人	66 人

- ※1 当公社には議決権を所有する子会社及び関連会社がないため、連結財務諸表は作成していません。
- ※2 消費税は税込方式によっています。
- ※3 平成22事業年度より、道路料金収入にはETCマイレージ還元負担金収入を計上しています。

#### 主要な経営指標等の説明

- \*1 償還準備金繰入=毎期の道路事業に係る収入と金利を含む費用の差(収支差)
- \*2 償還準備積立金繰入=毎期の有料道路建設事業に係る消費税の還付金
- \*3 支払利息=債券利息+借入金利息(地方公共団体借入金、公営企業金融公庫(現・地方公共団体金融機構。以下同じ。)借入金、市中銀行等借入金)
- \*4 有利子負債残高=道路債券+地方公共団体借入金+公営企業金融公庫借入金+市中銀行等借入金
- \*5 償還準備金=償還準備金繰入の累計
- \*6 償還準備積立金=償還準備積立金繰入の累計
- \*7 基本金=地方公共団体(設立団体)の出資金
- \*8 純資産額=基本金+剰余金
- \*9 総資産額=流動資産+固定資産+繰延資産=資産合計
- \*10 職員数=各事業年度4月1日現在の定員(役員を除く。)

〔参考〕広島高速道路事業における主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

	平子10 末米欠点			五十 00 本米欠点	平区: 日次十万
決算年度 	平成 19 事業年度	平成 20 事業年度	平成21事業年度	平成 22 事業年度	平成 23 事業年度
営業中道路に係る収益	0.015	4 100	2.007	7 005	7.007
A *11	3, 915	4, 126	3, 987	7, 235	7, 827
営業中道路に係る費用					
	2, 377	2, 606	2, 700	4, 868	4, 964
B *12					
償還準備金繰入	1, 538	1,520	1, 287	2, 366	2,863
A-B	1, 000	1, 020	1, 201	2, 000	2, 000
収支率	60. 7%	63. 2%	67.7%	67.3%	63.4%
B/A *13	00. 7 %	03. 2 %	07.770	07.5%	03.4%
道路資産	1.10.050	111 000	1.15 0.10	050 001	252 212
C *14	143, 876	144, 806	145, 243	276, 291	276, 318
償還準備金					
D	10, 868	12, 387	13, 674	16, 040	18, 904
度处于M很立立 E	6, 548	7, 137	9, 593	10, 617	10, 915
要償還額	126, 461	125, 282	121, 975	249, 634	246, 499
C-D-E *15	ŕ	,	,	,	,
償還率	19 10/	19 50/	16 00/	0.60/	10.00/
(D+E)/C *16	12.1%	13.5%	16.0%	9.6%	10.8%

<sup>※</sup> 平成 22 事業年度より、\*12 営業中道路に係る費用にはETCマイレージ還元負担金及びETCマイレージ引当金繰入を計上しております。

#### 広島高速道路事業における主要な経営指標等の説明

- \*11 営業中道路に係る収益=道路料金収入+業務雑収入+道路部門の業務外収益
- \*12 営業中道路に係る費用=道路管理費+一般管理費(一般管理費、退職給与引当金繰入、減価償却費)+業務外費用
- \*13 収支率(%) = (営業中道路に係る費用/営業中道路に係る収益)×100
- \*14 道路資產=営業中道路投資額
- \*15 要償還額=道路資産-償還準備金-償還準備積立金
- \*16 償還率(%)=((償還準備金+償還準備積立金)/道路資産)×100

## 2 沿革

#### (1) 設立までの経緯

広島都市圏における幹線道路網計画については、平成4年8月、広島周辺幹線道路網整備連絡協議会(構成:建設省中国地方建設局、広島県、広島市、日本道路公団)において、「高速性・定時性機能の強化」を図る観点から、自動車専用道路等の計画を明確にした幹線道路整備の基本的な考え方がとりまとめられました。

平成6年12月にはこの計画に盛り込まれている広島都市圏の自動車専用道路網のすべてが地域高 規格道路に指定されました。

その後、これらの自動車専用道路網整備の進め方について、中国地方建設局、広島県、広島市に おいて種々調査・検討が重ねられ、平成8年4月、中国地方建設局長、広島県知事、広島市長の間 において、広島都市圏の自動車専用道路網の整備促進を図るため、「指定都市高速道路」の導入を積 極的に進めることが合意されました。

これを受けて、平成9年度予算要望において指定都市高速道路の事業化を要望し、自治大臣の出 資承認、建設大臣の設立認可を得て、平成9年6月3日、当公社が設立されました。

#### (2) 当公社設立以降

2) 当公社設	<u> </u>	
年	月	事項
平成9年	6月	広島高速道路公社の設立 安芸府中道路(高速 1 号線)の都市計画の決定
平成9年	9月	広島高速道路(4路線)の整備計画及び工事実施計画の許可(建設大臣)
平成9年	10月	高速1号線(馬木~間所間)4.2kmの供用(一般有料道路安芸府中道路から高速1号線へ移行(広島県道路公社から道路取得))
平成 11 年	3月	東部線(高速 5 号線)の都市計画の決定 安芸府中道路の都市計画の変更 府中仁保道路(高速 2 号線)の都市計画の変更
平成 11 年	12月	広島西風新都線(高速 4 号線)の都市計画の変更
平成 12 年	3月	高速 3 号線(仁保~宇品間)2.6km を供用
平成 12 年	9月	広島高速道路の整備計画及び工事実施計画の第1回変更(高速5号線の追加) 許可(建設大臣)
平成 13 年	3月	東部線の都市計画の変更 府中仁保道路の都市計画の変更
平成 13 年	7月	府中仁保道路の都市計画の変更
平成 13 年	10 月	高速 4 号線(中広〜沼田間)4.9km を供用
平成 18 年	2月	広島高速道路の整備計画及び工事実施計画の第2回変更(事業費の変更及び工期の見直し)許可(国土交通大臣)
平成 18 年	10月	高速 1 号線延伸区間(広島東〜馬木間)2.3km を供用 高速 1 号線都市高速広島東料金所 ETC(自動料金収受システム)運用開始
平成 18 年	12月	安芸府中道路の都市計画の変更
平成 19 年	7月	広島南道路(高速 3 号線)の都市計画の変更
平成 20 年	4月	ETCの運用を開始
平成 22 年	4月	高速 2 号線(温品~仁保間)5.9km、高速 3 号線(宇品~吉島間)2.2km を供用 用 全料金所で無線通行によるETC運用開始
		新たな料金制度(対距離料金制)・割引制度の導入

## 3 事業の内容

- (1) 当公社の概要
- ① 目 的 当公社は、広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について、料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して、交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的としています。
- ② 設立団体 広島県、広島市
- ③ 基本財産 76,440百万円(設立団体が2分の1ずつ出資)(基本金)
- ④ 業務の範囲 当公社は、公社法及び定款により、次の業務を行います。
  - ア 有料の指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理
  - イ 国や地方公共団体等の委託に基づき行う指定都市高速道路の管理と密接な関連のある道路の管理、又は委託に基づき道路の用に供する土地の造成を主たる 目的とする土地区画整理事業
  - ウ 上記アの指定都市高速道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その 他地方道路公社法施行令(昭和45年政令第202号。以下「公社法施行令」と いう。)第4条で定める施設の建設及び管理
  - エ 上記に掲げる業務に附帯する業務
  - オ 上記に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国や地方公共団体等の委託 に基づき行う道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究
  - カ 広島県知事の認可を受けて行う上記アの指定都市高速道路の新設又は改築と 一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他 公社法施行令第5条に定める施設(以下「事務所等」という。)の建設及び管理
  - キ 広島県知事の認可を受けて、委託に基づき行う上記アの指定都市高速道路の 新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等 の建設及び管理
  - ク 上記カ及び上記キに掲げる業務に附帯する業務
- (2) 国及び広島県、広島市との関係
- ①公社法に基づく主な認可、承認等
  - ア 設立の認可(公社法第8条、第9条)

道路公社を設立しようとする地方公共団体は、議会の議決を経て、かつ、定款及び業務方法書を作成して国土交通大臣の認可を受けなければならないこととなっています。

当公社は、平成9年3月に広島県議会及び広島市議会の議決を経て、同年5月30日に建設大臣(当時)の設立認可を受け、同年6月3日に設立されました。

イ 定款及び業務方法書の変更(公社法第5条、第22条)

当公社の定款又は業務方法書を変更するときは、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととなっています。

なお、定款変更が、基本計画の変更、業務の範囲の変更又は基本財産の額の増加であるときは、 設立団体があらかじめ議会の議決を経なければならないこととされています。

ウ 役員の任命(公社法第13条)

当公社の理事長及び監事は、設立団体の長が任命することとされています。

当公社の副理事長及び理事は、理事長が設立団体の長の認可を受けて任命することとされています。

#### エ 予算、事業計画及び資金計画(公社法第24条)

当公社の毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画は、当該事業年度の開始前に設立団体の長の承認を受けることとされています。

#### オ 財務諸表等の提出(公社法第26条)

当公社は、毎事業年度、財務諸表(財産目録、貸借対照表及び損益計算書)を作成し、決算完 結後2ヶ月以内に設立団体の長に提出することとされています。

なお、広島県知事及び広島市長は、地方自治法第243条の3第2項に基づき、当公社の経営状況を説明する書類を作成し、これを議会に提出することとされています。

#### カ 報告及び検査(公社法第38条)

国土交通大臣又は設立団体の長は、当公社の業務及び資産の状況に関する報告を求め、又はその職員に検査させることができます。

#### キ 監督命令(公社法第39条)

国土交通大臣又は設立団体の長は、当公社の業務に関し、監督上必要な命令をすることができます。

#### ク 監督権限(公社法施行令第8条)

上記公社法第38条又は第39条の規定による権限は、設立団体の長が行うものとされており、国土交通大臣については、特に必要があると認めるときは、これらの権限を行うことができるとされています。

## ②道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号。以下この項において「特措法」という。)に基づく 主な許可等

#### ア 整備計画(特措法第12条、第16条)

当公社が指定都市高速道路を新設又は改築しようとするときは、整備計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととされており、これを変更しようとするときも同様とされています。

なお、許可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者の同意を得なければならないこととされており、道路管理者が同意をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならないこととされています。

#### イ 料金及び料金徴収期間(特措法第13条、第16条)

当公社が新設又は改築した指定都市高速道路について料金を徴収しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととされており、これを変更しようとするときも同様とされています。

なお、認可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者の同意を得なければならないこととされています。

#### ③広島県又は広島市による監査

### ア 広島県又は広島市監査委員による監査

当公社は、地方自治法第199条第7項後段及び同法施行令第140条の7第1項に基づき、広島県又は広島市の監査委員による監査の対象となっております。

直近では、平成23年12月に平成22年度事業を対象とした広島県の監査委員による監査を受けています。

#### イ 広島県又は広島市の包括外部監査人による監査

当公社は、地方自治法第 252 条の 37 に基づき、広島県又は広島市の包括外部監査人による監査の対象となっています。

#### 〔参考〕当公社に関連する法律の概要について

#### ○都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与するため、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定める法律です。当公社は、本法に基づく都市計画において定められた指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行うことができます。

#### ○地方道路公社法(昭和45年法律第82号)

地方道路公社の設立目的等を定めるとともに、出資、組織、業務範囲、財務会計、国・地方公共団体等の監督等について規定しています。

#### ○道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)

道路の整備を促進し、交通の利便を増進するため、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定める法律です。 当公社が新設、改築等を行うことができる広島高速道路も本法に基づくものです。

#### ○地方自治法(昭和22年法律第67号)

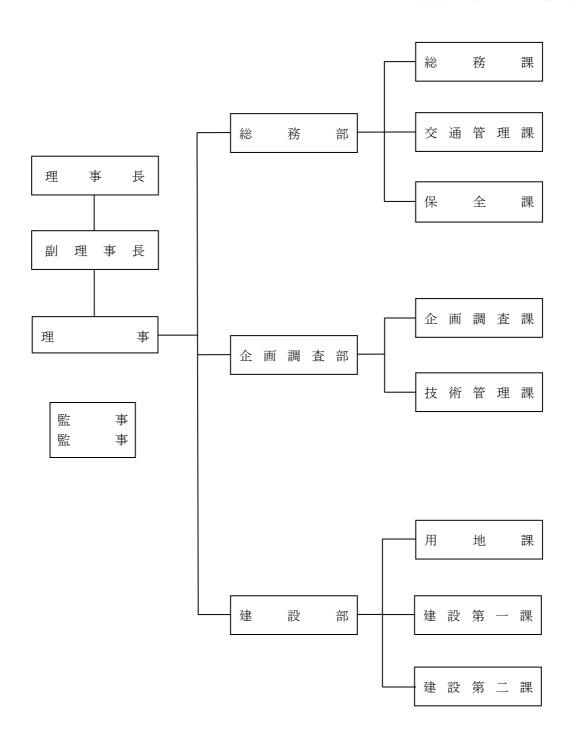
地方自治法第199条第7項後段及び同法施行令第140条の7第1項では、地方公共団体の監査委員は、必要があると認めるとき又は地方公共団体の長の要求があるときは、当該地方公共団体が出資金の4分の1以上を出資している法人を監査することができると規定しています。当公社は、この法人に該当し、広島県及び広島市の監査を受けています。

地方自治法第252条の37では、包括外部監査人は、必要があると認めるときは、前段同様当該地方公共団体が出資金の4分の1以上を出資している法人を監査することができると規定しています。 当公社は、この法人に該当し、広島市の包括外部監査人による監査を受けています。

## (3) 当公社の組織

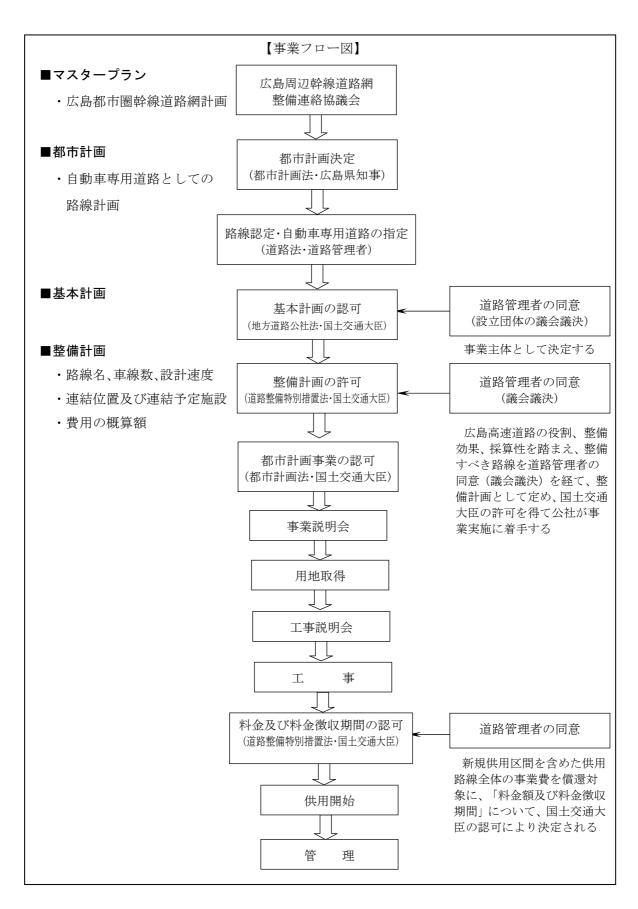
当公社における組織体制は、以下のとおりです。

(平成25年1月21日現在)



#### (4) 事業の流れ

広島高速道路の計画決定から供用開始、管理までの主な事業の流れは、以下のとおりです。



### (5) 当公社の事業の概要

当公社が現在行っている主な業務は、広島高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理です。

#### ①事業計画

#### ア 基本計画

広島高速道路の基本計画は、平成9年5月に定款に定められ、平成12年6月に第1回目の変更を行い、現在、次のとおりとなっています。

基	本 計 暉	Đ	(参考)
路線名	管理	の区間	都市計画法上の
(道路法上の名称)	起点	終点	名 称
広島高速 1 号線	広島市	広島市	安芸府中道路
(県道広島東インター線)	東区福田町	東区温品二丁目	女女州中追跖
広島高速2号線	広島市	広島市	府中仁保道路
(県道府中仁保線)	東区温品町	南区仁保沖町	加十二水造品
広島高速 3 号線	広島市	広島市	広島南道路
(市道広島南道路)	南区仁保沖町	西区商工センター一丁目	
広島高速 4 号線			
(市道西1区広島西風新都線)			
(市道西3区広島西風新都線)	広島市	広島市	広島西風新都線
(市道安佐南4区広島西風新都線)	西区中広町一丁目	佐伯区五日市町石内	
(市道安佐南 4 区 518 号線)			
(市道佐伯 1 区 380 号線)			
広島高速 5 号線	広島市	広島市	東部線
(県道温品二葉の里線)	東区温品町	東区二葉の里三丁目	NA HP NA

広島高速道路は、基本計画路線の安芸府中道路、府中仁保道路、広島南道路、広島西風新都線、東部線(安芸府中道路〜広島駅北口間)の5路線と、今後、都市計画決定等の計画熟度の高まりに応じて段階的に整備に取り組むこととしている東部線(広島駅北口〜広島西風新都線間)、南北線(仮称)、草津沼田道路の計7路線で構成されています。

これら7路線は、平成4年8月に策定された広島都市圏の自動車専用道路網計画に位置づけられており、都市内の環状型道路と放射道路で構成され、主に都市内交通を処理する機能を有する路線です。

現在の基本計画路線は、広島市周辺に整備あるいは計画されている国土開発幹線自動車道等と接続する計画です。

広島高速 1 号線 山陽自動車道 広島東 I C

広島高速2号線 広島呉道路、一般国道2号東広島バイパス(広島南道路を介して)

広島高速3号線 東方面 広島呉道路、一般国道2号東広島バイパス(広島南道路を介して)

西方面 広島岩国道路(広島南道路を介して)

広島高速 4 号線 山陽自動車道 五日市 I C

広島高速 5 号線 山陽自動車道 広島東 I C (広島高速 1 号線を介して)

## 広島高速道路ネットワーク



## イ 整備計画

広島高速道路の整備計画<sup>\*1</sup> は、広島高速 1 号線から 5 号線の 5 路線 延長 29.0km を、総事業費約 3,780 億円で、平成 25 年度末までに建設することとしています。

路	泉名	区間	工期	延長 <sup>*2</sup> (km)	事業費 (億円)
広 島 高 速 1 号 線 (安芸府中道路)	県道 広島東インター線	広島市東区福田町~ 東区温品二丁目	H9~H21 (H9, H18 供用)	(6. 5) 6. 5	
広 島 高 速     2 号 線     (府中仁保道路)	県道 府中仁保線	広島市東区温品町~ 南区仁保沖町	H11~H25 (H22 供用)	(5. 9) 5. 9	
広島高速     3 号線     (広島南道路)	市道 広島南道路	広島市南区仁保沖町~ 西区観音新町四丁目	H9∼H25 (H11, H22 供用)	(4. 8) 7. 7	約 3, 780
広   島   高   速     4   号   線     (広島西風新都線)	市道 広島西風新都線	広島市西区 中広町一丁目~ 安佐南区沼田町大字大塚	H9∼H21 (H13 供用)	(4. 9) 4. 9	
広 島 高 速 5 号 線 (東部線)	県道 温品二葉の里線	広島市東区温品町〜 東区二葉の里三丁目	H12∼H25	4. 0	
		計		(22. 1) 29. 0	

- ※1 現行整備計画は、平成18年2月に国土交通大臣の許可を得ています。
- ※2 延長の( )は、供用延長で内書きです。

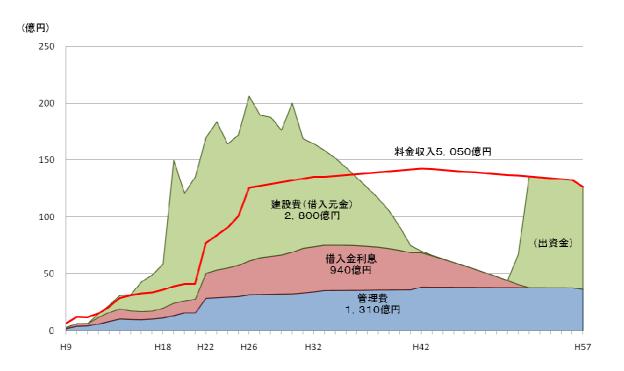
広島高速道路の構造規格は以下のとおりです。

路	線	名	広島高速 1 号線 広島高速 2 号線 広島高速 4 号線 広島高速 5 号線	広島高速 3 号線
車	線	数	4 車線**	
道:	路の区	区 分	道路構造令第2種第2級	道路構造令第2種第1級
設	計 速	度	60km/h	80km/h
一車	車線の「	幅員	3. 25 m	3. 50 m

<sup>※</sup> 広島高速2号線及び広島高速3号線の一部の区間並びに広島高速5号線については、暫定的に 二車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ、残りの二車線を完成するものとし ています。

## ウ 収支計画

料金認可(平成22年4月)における収支計画のイメージ図は、次のとおりとなっています。



※ 料金認可(平成22年4月)の値を使用し、平成22年4月26日までに投下した事業(広島高速1号線、2号線、3号線(仁保~吉島)、4号線)の建設・管理に要する費用の収支計画をイメージとして作成しています。

換算起算日(全路線の平均的開通日・平成18年3月)から40年間で償還が完了する計画です。

## ②管理の概要

## ア 供用区間

広島高速道路の供用区間は、広島高速1号線の広島東ICから温品JCTまでの区間約6.5km、広島高速2号線の温品JCTから仁保JCTまでの区間約5.9km、広島高速3号線の仁保JCTから吉島までの区間約4.8km、広島高速4号線の中広から沼田までの区間約4.9kmの計約22.1kmです。

	区間	広島市東区福田町から広島市東区温品二丁目まで			
広	構造基準	道路構造令第2種第2級			
島高		供用延長約6.5km			
速 1	道路規模	車 線 数 往復分離4車線			
1 号 線		幅 員 一車線幅員 3.25m			
形	供用開始日	平成9年10月1日 (広島市東区馬木町から広島市東区温品二丁目まで) 平成18年10月16日 (広島市東区福田町から広島市東区馬木町まで)			
	区間	広島市東区温品町から広島市南区仁保沖町まで			
広	構造基準	道路構造令第2種第2級			
島		供 用 延 長 約 5.9km			
高速	道路規模	車 線 数 ※往復分離4車線			
2 号 線		幅 員 一車線幅員 3.25m			
線	供用開始日	平成 22 年 4 月 26 日			
		区東雲三丁目から広島市南区仁保四丁目までの区間は二車線の完成をもって 台し、交通量の増加に応じ残りの二車線を完成するものとする。			
	区 間	広島市南区仁保沖町から広島市中区光南四丁目まで			
	構造基準	道路構造令第2種第1級			
広		供用延長約4.8km			
島高	道路規模	車 線 数 ※往復分離4車線			
速		幅 員 一車線幅員 3.25m又は3.50m			
3 号線	供用開始日	平成 12 年 3 月 19 日 (広島市南区仁保沖町から広島市南区宇品海岸三丁目まで) 平成 22 年 4 月 26 日 (広島市南区宇品海岸三丁目から広島市中区光南四丁目まで)			
		至字品海岸三丁目から広島市中区光南四丁目までの区間は二車線の完成をも			
		開始し、交通量の増加に応じ残りの二車線を完成するものとする。			
広	構造基準	広島市西区中広町一丁目から広島市安佐南区沼田町大字大塚まで			
島高	押 坦 茁 毕	道路構造令第 2 種第 2 級 供 用 延 長 約 4.9km			
速	道路規模	車線数往復分離4車線			
4 号 線		幅 員 一車線幅員 3.25m			
線	# 田 問 #A ロ				
	供用開始日	平成 13 年 10 月 2 日			

				速	度	制	限	本線部分	: 60km/	h, 5	ラン	プ部分	分:40km/h・50	Okm/h • 60km/h
						両 制 限		車両制限は除く。	令第3多	条によ	よる	。ただ	じ、特別に許可	「を受けた車両
								重	量	総	重	量	25 t	
通	行	条	件	車	両		限	里		軸		重	10 t	
											幅		2.5m	
								寸	法	高		さ	4.1 m	
										長		さ	12.0m	

#### ③都市高速道路の特性

都市高速道路は自動車のための専用道路で、信号や交差点がなく定速で走りやすい構造になっていることから、一般道路と比べてより少ない車線数で大量の交通を流すことができます。したがって、土地の制約が大きく、かつ大量の自動車交通が発生する都市圏では、大変有用な道路といえます。

また、定速走行が可能なことから、一般道路に比べ、燃費効率の向上、大気汚染物質排出量の低減、効果的な騒音対策が可能であるなど、環境対策面でも優れた特性を持っており、さらに、交通事故も少ないなど、様々な利点を持っています。

しかし、現実には都市内の道路網が完成しているわけではありません。限られた予算の中で、計画されているすべての道路網を早期に整備するには相当の期間を要します。このため、有料道路制度を活用して都市高速道路の一層の整備促進を図ることが都市の渋滞対策、環境対策に大きく寄与するものと考えています。

#### ④当公社の料金制度

一般道路は税金でつくられていることから通行料は無料となっています。しかし、限られた公共 事業費では緊急に整備が必要とされる道路事業の費用を賄いきれないという実情から、借入金で道 路をつくり利用者から通行料金を徴収してその返済に充てる有料道路制度(昭和27年)が制定され、 広島高速道路もこの制度によって建設されています。

## ア 通行料金決定の基本的な考え方

#### (7) 償還主義

一定の料金徴収期間内に得られる総料金収入額をもって、総費用(建設費、維持管理費及び借入金利息)を賄うこと(営利目的でないことから、利潤は含んでいません。)

#### (4)公正妥当主義

利用者の支払い能力や他の交通機関の運賃等を勘案して、公正妥当であること

#### イ 料金の決定手続き

当公社が作成した料金案について、道路管理者(広島県・広島市)の同意を得たうえで、国土交通大臣の認可を得る手続きが必要となります。

当公社は、料金案の作成に先立ち、お客様からのご意見を聴取するとともに、当公社理事長が、有識者等からなる「広島高速道路料金問題調査会」に諮問し、その答申に基づいて料金案を作成しています。

#### ウ 料金プール制

都市高速道路は各路線の利用交通が相互に連絡し、全体として一つのネットワークを形成して始めてその機能が発揮されるものであり、また、道路毎に別々の料金を定めると建設時期により料金の不公平が生じること等から、自動車交通上密接な関連を有する道路について、一定の料金収受期間内の料金収入総額と償還対象費用の合計額が見合うように料金を定める料金プール制が採用されています。

#### 工 料金制

供用している広島高速道路 4 路線では、平成 22 年 4 月、広島高速 2 号線、3 号線Ⅱ期の新規供用に伴い、距離に応じて料金を定めた「対距離料金制」を採用しています。これは、「対距離料金制」が距離に応じた公平で使いやすい料金体系であること、短い区間でも利用しやすい料金とすることが可能であり、高速道路の有効活用が図られること、これまでの供用区間の料金の据え置きが可能となることによるものです。

## 才 料金収受期間

広島高速道路の料金収受期間は、換算起算日から40年以内とされています。

料金収受期間の起算日については、当初、最初の開通の日からとされていました。しかしながら、これでは後から建設された路線の建設費を短期間で償還しなければならず、料金水準が急激に上昇することになってしまいます。

このため、各路線の建設費と開通日とを加重平均して、料金収受期間の起算日を換算して算出する方法を採用しています。

## (6) 広島高速道路の料金

## ①料金表

○ 広島高速1号線、広島高速2号線、広島高速3号線

(単位:円)

0 12		1 12 112 1 1	五回回处	7 /2 //2// 7	四回人					(+	元・  1)
550 700		550 700	550 700	550 700		450 550		300 350			都市高速 広島東 福田
550 700		550 700	550 700	500 650		350 450		200 250		馬木	
550 700		550 700	550 700	400 500		250 300		50 100	温品		
								間所	150 300	400 700	600 950
550 700		550 700	450 550	250 300		150 200	矢賀				
						府中	350 550		500 850	750 1, 250	900 1,500
550 700		450 550	300 350	150 200	大州						
				東雲	350 550		500 850		850 1, 400	1, 050 1, 800	1, 150 1, 950
450 550		150 200	※仁保 仁保 JCT		600 950		900 1, 500		1, 150 1, 950	1, 150 1, 950	1, 150 1, 950
		宇品	350 550		900 1, 500		1, 150 1, 950		1, 150 1, 950	1, 150 1, 950	1, 150 1, 950
150 200	出島										
吉島	350 550		900 1, 500		1, 150 1, 950		1, 150 1, 950		1, 150 1, 950	1, 150 1, 950	1, 150 1, 950

<sup>※「</sup>仁保」入口から広島高速1号線、2号線方面の通行はできません。また、高速1号線、2号線方面から「仁保」 出口への通行はできません。ただし「仁保JCT」(海田大橋又は広島呉道路)方面から広島高速1号線、2 号線方面へは通行できます。

## ○ 高速 4 号線

(単位:円)

300 400	沼田
中広	650 1, 100

凡例

上段/軽自動車等 下段/普通車	出入口名
出入口名	上段/大型車 下段/特大車

<sup>※「</sup>仁保」出入口と坂料金所(広島呉道路)の間、「仁保」出入口と海田料金所(海田大橋)の間は、広島高速 道路の通行料金は不要です。

## ②障害者割引

障害者が自ら運転する場合及び、重度の障害者、重度の知的障害者を乗せて介護者が運転する場合に対し、現金又はETCで徴収する通行料金を50%割引します。

## ③ETCの料金割引

## ア 時間帯割引

最大 10%割引 (6 時~9 時、17 時~20 時)

#### イ 乗継割引

最大 400 円割引 (広島高速 1、2、3 号線と広島高速 4 号線との乗継 (90 分以内))

## ウ マイレージサービス

利用頻度に応じた割引 (一般利用者向け)

基本ポイント	加算ポイント	100 円につき	
基本かイント	月間利用額区分	100円にうさ	
	5 千円以下の部分	0 ポイント	
   1 通行ごと	5 千円を超え1万円以下の部分	3 ポイント	
100 円につき	1万円を超え2万円以下の部分	6 ポイント	
1ポイント※	2万円を超え3万円以下の部分	12 ポイント	
	3万円を超えた部分	19 ポイント	

#### エ コーポレート割引

利用頻度に応じた割引 (事業者向け)

月間利用額区分	通常割引率
5 千円以下の部分	0%
5 千円を超え1万円以下の部分	4%
1万円を超え2万円以下の部分	7%
2万円を超え3万円以下の部分	12%
3万円を超えた部分	18%

## オ 路線バス割引

事前登録した路線バスがETCを利用する際 30%割引

### (7) 当公社の資金調達について

①現行整備計画に係る資金計画は下表のとおりです。

	無利子貸付金	出資金	特別転貸債	民間等借入金	<b>=</b>
	無利	子資金	有利	ĦΤ	
資金計画	約 1,200 億円	約 820 億円	約 1,070 億円	約 690 億円	約 3,780 億円
平成 23 事業 年度末まで	1,118 億円	764 億円	1,001 億円	648 億円	3,531 億円

#### ②各資金の内容及び借入(受入)状況

#### ア 無利子貸付金

当公社は、道路整備特別措置法第20条の規定により、国から無利子貸付金(有料道路整備資金貸付金)の貸付けを受けています(公社法第28条の規定による広島県及び広島市の債務保証を得ています。)。その償還期間は20年(うち据置5年)です。

平成 23 事業年度末における無利子貸付金借入総額は、111,756,000 千円で、このうち借入残高は、89,856,309 千円です。

#### イ 出資金

当公社は公社法第4条の規定により、設立団体である広島県及び広島市から出資を受けています。平成23事業年度末における出資金受入総額(基本財産の額)は、次のとおりです。なお、出資金は、すべての借入金の償還完了後、設立団体に返済することとされています。

広	島	県	38, 220, 000 千円
広	島	市	38, 220, 000 千円
	計		76, 440, 000 千円

## ウ 特別転貸債

当公社は、設立団体である広島県及び広島市が地方債として財務省から借り入れたものを、同日、同一条件で設立団体から証書借入れにより貸付けを受けます。その償還期間は20年(うち据置5年)です。

平成23事業年度末における特別転貸債借入総額は、次のとおりです。

広 島	県	50,070,000 千円
広 島	市	50,070,000 千円
計		100 140 000 千円

このうち借入残高は、82,806,165千円です。

#### 工 民間等借入金

当公社が市中銀行等から調達するもので、調達に当たっては広島県及び広島市が債務保証を行うこととなっています。なお、平成19事業年度からは市場公募債による資金調達も行っています。

平成 23 事業年度末における民間等借入金借入総額は、114,749,000 千円(建設事業費として 64,824,000 千円、元金償還へ充当する借換資金として 49,925,000 千円)で、このうち借入残高は 76,332,869 千円です。

#### ③本債券における設立団体の債務保証について

#### ア 設立団体による債務保証

公社法第28条の規定により、設立団体は、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」 (昭和21年法律第24号)第3条の規定にかかわらず、道路公社の債務について保証契約をする ことができるとされています。

なお、「地方道路公社法の施行について」(昭和 45 年建設省道政発第 101 号道路局長通達)記 6 により、

- (ア) 設立団体は、道路公社が債券を発行するときは、原則として債務保証契約をすること
- (イ) 道路公社が債務保証に係る債券を発行しようとするときは、あらかじめ、発行を必要とする 理由、形式、発行の方法、発行総額、各債券の金額、引受先、利率、償還の方法及び期限、利 息の支払の方法並びにその他必要な事項を設立団体に協議させること

とされています。

#### イ 債務保証に関する議決等

本債券の債務保証に関しては、広島県及び広島市の一般会計予算の一部である債務負担行為として、債務保証の期間及び限度額が定められており、平成24年3月16日に広島県議会、同年3月22日に広島市議会の議決を経ています。

平成24年度広島県一般会計予算(平成24年3月16日可決)-抜粋-

第2表 債務負担行為

事 項	期間	限度額
「地方道路公社法」第 28 条の規定による 広島高速道路公社に対する債務保証	平成 24 年度から 平成 44 年度まで	9, 294, 358 千円

平成24年度広島市一般会計予算(平成24年3月22日可決)-抜粋-

第2表 債務負担行為

事 項	期間	限度額
広島高速道路公社借入資金債務保証金 (平成 24 年度有料道路事業分)	平成 24 年度から 平成 44 年度まで	9, 294, 358 千円

# 4 関係会社の状況

当公社には議決権を保有する子会社及び関連会社はありません。

# 5 職員の状況

			平成23事業年度	平成 24 事業年度	増減
職	員	数	66 名	70 名	4名の増加

- ※ 1 上表は、正規職員の定員数(役員を除く。)を記載しています。
- ※ 2 平成 25 年 1 月 21 日現在の正規職員の現員数は 70 名 (うち設立団体からの派遣職員 43 名) です。

# 第2 事業の状況

## 1 業績等の概要

## (1) 収益の状況

平成23事業年度の収益の総額は8,126百万円となっています。そのうち道路料金収入(ETCマイレージ還元負担金収入含む。)が7,766百万円と全体の95.6%を占めています。

道路料金収入は対前年度比 592 百万円 (8.3%) 増となりましたが、完成工事高の減少に伴う消費 税還付金の減少により業務外収益が 730 百万円減少し、経常収益合計では対前年度比 1.6%の減と なっています。

勘定科目	平成 22 事業年度	平成 23 事業年度	内容
経常収益	8, 258	8, 126	
業務収入	7, 225	7,822	
道路料金収入	7, 134	7, 705	営業中の高速道路の通行料金収入
ETC マイレージ還元負担金収入	39	61	ETC マイレージサービス還元額を使用した通行料金収入
業務雑収入	52	56	道路占用料、原因者負担金等の収入
業務外収益	1, 033	304	消費税還付金、受取利息等
合 計	8, 258	8, 126	

<sup>※</sup> 受託業務に関する収入は、当該業務に係る支出と相殺されるため除外しています。

## (2) 費用の状況

平成23事業年度の費用の主なものは、営業中の高速道路の維持補修や料金収受の委託等に要する事業資産管理費が2,521百万円、営業中道路の借入金等の利息などの業務外費用が2,119百万円です。

営業中の高速道路の収支差となる 2,863 百万円は償還準備金繰入に、消費税還付金相当額の 298 百万円は償還準備積立金繰入に計上しています。

勘定科目	平成 22 事業年度	平成 23 事業年度	内容
経常費用	8, 258	8, 126	
事業資産管理費	2, 514	2, 521	
道路管理費	2, 388	2, 378	営業中の高速道路の維持補修、 料金収受等の直接費用
ETC マイレージ還元負担金	72	137	ETC マイレーシ゛サーヒ゛ス 還 元 額 を 使 用 し た 有料道路利用料金
ETCマイレージ引当金繰入	54	5	当該事業年度において発生した ETC マルージ 還元額の 所要見積額
一般管理費	313	324	
一般管理費	247	259	営業中の高速道路の管理等に従事する職員の人件費等
その他	67	65	有形固定資産の減価償却費等
償還準備金繰入	2, 366	2, 863	営業中高速道路の建設に要した借入金返済額のうち 当年度回収額
償還準備積立金繰入	1, 024	298	道路建設期間中の消費税還付金相当額の当年度 繰入額
業務外費用	2, 041	2, 119	借入金及び債券の支払利息等で営業中の 高速道路に係るもの
合 計	8, 258	8, 126	

<sup>※</sup> 受託業務に関する支出は、当該業務に係る収入と相殺されるため除外しています。

## (3) 収支状況

平成23事業年度の広島高速道路事業全体の収入は、対前年度比133百万円(1.6%)減の8,126百万円となりました。

また、営業中の高速道路に掛かった費用の合計は対前年度比 96 百万円 (2%) 増の 4,964 百万円 となりました。

その結果、収支差は対前年度比 229 百万円 (6.7%) 減の 3,162 百万円となり、償還準備金繰入及び償還準備金積立金繰入に計上されました。

(単位:百万円)

収入 (うち料金収入)	費用 (うち金利)	収支差*	経理処理
8, 126	4, 964	3, 162	償還準備金繰入
(7, 766)	(2, 067)		償還準備金積立金繰入

<sup>※</sup> 収支差には償還準備積立金繰入を含みます。

## (4) 資産の状況

平成23事業年度末の総資産額は359,072百万円となっています。このうち、営業中の道路投資額が276,318百万円、建設中の道路投資額が75,369百万円で、合計351,687百万円となっており、総資産額に対して、道路投資額が97.9%を占めています。

勘定科目	平成 22 事業年度末	平成 23 事業年度末	内容
流動資産	7, 574	6,009	現金・預金、未収金等
固定資産	346, 302	352, 771	
事業資産	276, 291	276, 318	
道路	276, 291	276, 318	営業中の高速道路
事業資産建設仮勘定	68, 873	75, 369	
道路建設仮勘定	68, 873	75, 369	工事中の高速道路
有形固定資産	1, 106	1,054	建物、車両・運搬具等の減価償却後の価額
その他	32	30	敷金・保証金、電話加入権等
繰延資産	278	292	債券発行費、借入金取扱諸費、調査費
資産合計	354, 154	359, 072	

## (5) 負債及び資本の状況

平成23事業年度末の負債及び資本の総額は359,072百万円となっています。主なものは、長期借入金及び道路債券が235,723百万円、償還準備金等が29,819百万円、設立団体からの出資金(基本金)が76,440百万円です。

(単位:百万円)

			(単位・日月月)
勘定科目	平成 22 事業年度末	平成 23 事業年度末	内容
流動負債	19, 320	16, 956	短期借入金、未払金等
固定負債	232, 667	235, 723	
広島高速道路債券	44, 994	55, 995	広島高速道路債券の発行残高
地方公共団体借入金	80, 621	78, 643	設立団体からの借入金の残高
公営企業金融公庫借入金	8, 598	8, 091	公営企業金融公庫からの借入金の残高
政府借入金	88, 141	84, 738	国からの借入金の残高
市中銀行等借入金	10, 200	8, 125	民間金融機関からの借入金の残高
その他	113	131	退職給与引当金、 ETCマイレージ引当金
特別法上の引当金等	26, 657	29, 819	
償還準備金	16, 040	18, 904	営業中の高速道路の建設に要した借入 金返済額の累計額
償還準備積立金	10, 617	10, 915	道路建設期間中の消費税還付金相当額 の累計額
資本	75, 509	76, 574	
基本金	75, 375	76, 440	設立団体からの出資金
剰余金	134	134	負担金等の受入累計額
負債·資本合計	354, 154	359, 072	

## (6) 営業中の道路の償還状況

平成23事業年度末の償還準備金等は29,819百万円となっていますので、営業中の道路資産276,318百万円の10.8%の償還を終えた計算となります。

	道路資産 A	償還準備金等 (償還済額) B	要償還額 A-B	償還率 (%) B/A×100	建設中道路投資額 (建設仮勘定)
平成 22 事業年度	276, 291	26, 657	249, 634	9.6	68, 873
平成 23 事業年度	276, 318	29, 819	246, 499	10.8	75, 369

## (7) 事業の実績

## ① 建設事業の実績

平成23事業年度の実績については、「第3設備の状況1設備投資等の概要」をご覧ください。

## ② 管理業務の実績

## ア営業

平成23事業年度の広島高速道路の交通量は対前年度比4.1%増となり、料金収入は対前年度比8.0%増の7,765百万円となっています。

交通量 (通行台数)		料金口	延長	
年間 (千台)	前年度比(%)	年間(百万円)	前年度比(%)	(km)
19, 296	104. 1	7, 765	108.0	22. 1

<sup>※</sup> 料金収入にはETCマイレージ還元負担金収入を含んでいます。

年度別通行台数及び料金収入状況 (平成9事業年度~平成23事業年度)

事業	通行	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		料金山	汉入(千円)	
年度	年度別合計	日平均	対前年比	年度別合計	日平均	対前年比
Н9	2, 487, 150	13, 666	_	580, 675	3, 191	_
H10	4, 999, 011	13, 696	100. 2%	1, 148, 712	3, 147	98.6%
H11	5, 012, 718	20, 904	152.6%	1, 159, 038	4, 771	151.6%
H12	6, 790, 310	18, 603	89.0%	1, 483, 351	4, 064	85. 2%
H13	8, 252, 196	26, 750	143.8%	2, 056, 011	7, 273	179.0%
H14	10, 377, 729	28, 432	106.3%	2, 817, 912	7, 720	106. 1%
H15	11, 168, 054	30, 514	107. 3%	3, 086, 479	8, 433	109. 2%
H16	11, 550, 429	31, 645	103. 7%	3, 237, 784	8,870	105. 2%
H17	11, 822, 726	32, 391	102.4%	3, 343, 963	9, 162	103.3%
H18	12, 201, 466	33, 429	103. 2%	3, 515, 588	9, 632	105. 1%
H19	12, 633, 196	34, 517	103.3%	3, 848, 169	10, 514	109. 2%
H20	13, 197, 797	36, 158	104.8%	4, 052, 753	11, 103	105. 6%
H21	13, 908, 165	38, 105	105. 4%	3, 957, 619	10, 843	97. 7%
H22	18, 490, 761	50, 660	132.9%	7, 173, 407	19, 653	181.3%
H23	19, 296, 289	52, 722	104.1%	7, 765, 513	21, 217	108.0%
計	142, 891, 708	_	_	41, 461, 461	_	_

<sup>※1</sup> 平成9事業年度は、H9.10.1~H10.3.31間を集計しています。

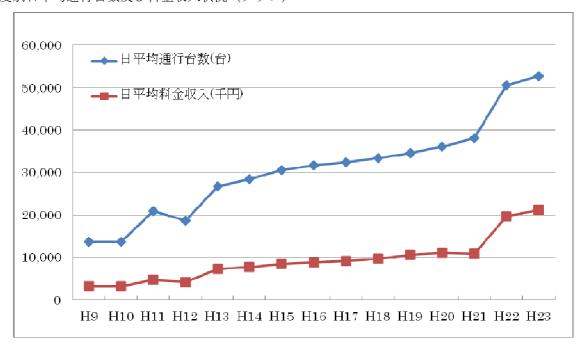
<sup>※2</sup> 平成 11 事業年度、高速 3 号線供用開始 (H12. 3. 19)

<sup>※3</sup> 平成 13 事業年度、高速 4 号線供用開始 (H13. 10. 2)

<sup>※4</sup> 平成 18 事業年度、高速 1 号線延伸区間(広島東~馬木間)供用開始(H18.10.16)

<sup>※5</sup> 平成22事業年度、高速2号線及び高速3号線(宇品~吉島間)供用開始(H22.4.26)

年度別日平均通行台数及び料金収入状況 (グラフ)



#### イ管理

高速道路を利用されるお客様の安全かつ円滑な交通を確保するため、24 時間体制で交通状況の監視を行い、事故・災害等の異常発生時においては、交通管理隊と協同し迅速に事案処理を行うとともに、警察、消防や他の道路管理者等関係機関と速やかに連絡調整を行い、通行止め、速度規制など必要な措置を実施しました。

#### ウ保全

高速道路及び付属施設の補修・監視・点検・清掃を日常的に行うほか、事故・災害などの非常時に迅速に対処するための応急対策業務及び冬季の積雪、路面凍結に対処するための雪氷対策業務などを実施しました。

#### ③ 受託事業の実績

平成23事業年度の受託事業の実績は、以下のとおりです。

- ・高速2号線関連(広島県) 広島高速2号線の関連道路の工事を実施しました。
- ・高速3号線関連(国土交通省等) 広島高速3号線関連の橋梁工事等を実施しました。
- ・高速 5 号線関連(広島市) 広島高速 5 号線周辺道路整備における景観整備に係る工事を実施しました。

# 2 対処すべき課題

当公社の経営改善について

平成16年5月に「広島高速道路公社経営改善推進本部」(以下「経営改善推進本部」)を設置し、これまで、公社の全組織をあげて「建設管理コストの縮減方策」や「収入増加策」等について検討を行うとともに様々な取り組みを行ってきました。

平成 19~21 事業年度の 3 カ年で進めてきた経営改善をさらに継続していくため、平成 22~25 事業年度の 4 カ年においても利用者サービスの向上、管理コストの縮減などに努めます。

#### (1)より一層の利用者サービスの向上

受益者負担の原則に則り、通行料金という形で償還の財源をご負担いただくお客様の満足度をできる限り高めていくことを目指すため、お客様の声をできる限り経営に反映するとともに、経営努力を行い、多様で弾力的な料金施策等の実施が可能となるよう引き続き努めます。

・多様で弾力的な料金施策(割引)の実施

ETCは料金所でのキャッシュレス・ノンストップ通行を可能とするだけでなく、これまで対応できなかった様々な料金割引施策の実施が可能です。現在の通勤割引、乗継割引等の各種割引の拡充について、交通量の推移を見極めつつ、弾力的な運用の検討を行っています。

#### (2)計画的な整備推進と建設・管理コスト縮減

計画的な路線の供用は、収入の安定化に直結し、経営健全化の基本であることを公社職員が十分認識するとともに、工程管理会議等を通じて計画的な供用に向け迅速な対応を図ります。また、これまで取り組んできた建設コストの縮減、事務の効率化等による事務的経費の縮減、道路維持費の縮減についても引き続き実施していきます。

アセットマネジメントに関する検討

経営改善推進本部内「道路管理費部門経費縮減部会」(旧アセットマネジメント検討会)にて、 広島高速道路における効率的・効果的な維持管理の方針を策定し、道路施設の長寿命化、維持管 理費の縮減を図るための検討を行っています。

#### (3)施設の有効利用に関する検討

広島高速道路の温品PA及び高架下空間の有効・有益な利用方法について検討を行っています。

・高架下等利用に関する検討会の設置

経営改善推進本部内「施設有効利用部会」(旧高架下等利用に関する検討会)にて、高架下等の 有効活用を図るための検討を行っています。

#### (4)事業の透明性の向上

これまで行っている、広報誌等や各種イベントへの参加・掲示による広報活動やホームページの充実など取り組みをより強化するとともに投資家に対するIR活動も積極的に行います。

#### (5) 周辺環境対策の取り組み

既供用区間については、供用後の環境の状況把握に努め、より一層の沿道環境の監視に努めます。

# 3 事業等のリスク

以下において、本債券への投資に関し、当公社の事業活動を理解するために重要と考えられる事項及び投資リスクに関する事項等、投資判断に重要な影響を及ぼすと当公社が考える事項を記載しています。

以下においては将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本債券内容説明書作成日現在において判断したものであります。

#### (1) 当公社の業績の変動要因について

当公社の業績は、一般的な外部経済要因により影響を受けますが、コスト縮減や利用促進等により収益性の向上を図り、より一層効率的な経営を実現することで社会情勢の変化に対応していくこととしています。

#### (2) 事業に係る法律事項等について

当公社は、公社法に基づき設立された機関であり、当公社の事業運営に際しましては、公社法に基づく認可、承認等の定めに従う必要があるほか、設立団体の監督等を受けることとされています。かかる法律事項等についての詳細は、本説明書の11~13ページをご参照ください。

## (3) 自然災害について

地震、台風、大雪等の自然災害に備え、①防災マニュアルの整備、防災訓練の実施等防災体制の 強化を図るとともに、②災害対策設備として自家発電設備、関係機関との防災通信設備等の整備を 完了しています。

また、阪神淡路大震災より以前に建設されたものに対しては、同規模の地震に対しても①橋梁が倒壊しないよう橋脚の耐震補強工事を完了しており、さらに、②橋桁の落橋防止工事を平成 20 事業年度内に完了しました(当該大震災以降に建設された構造物については、これらの地震対策を施した設計になっています。)。

しかしながら、当公社の想定以上の自然災害が発生した場合には、災害復旧までの通行止めによる減収等により、当公社の事業計画等に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

## 4 経営上の重要な契約等

該当する事項はありません。

## 5 研究開発活動

当公社では、都市高速道路の建設、維持管理等のコストの縮減、品質の向上及び安全で快適な走行を確保するために、新技術、新工法の活用に積極的に取り組んでいます。また、産官学の連携による研究開発活動等への参加やVEによる民間技術の活用に積極的に取り組んでいます。

なお、これらの研究開発活動に係る費用は、貸借対照表の「道路」、「道路建設仮勘定」及び損益計算書の「道路管理費」等に含まれています。

# 6 財政状態及び経営成績の分析

### (1) 経営成績の変動について

直近2事業年度における損益の状況は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	平成 22 事業年度	平成 23 事業年度	前事業年度比	
引当金等繰入	3, 390	3, 161	93. 2%	

平成23事業年度の引当金等繰入は、前事業年度に比べ約229百万円(6.8%)減少して約32億円となりました。これは、消費税還付金である償還準備積立金繰入の減少等によるものです。

その他の項目の詳細については、「1 業績等の概要」をご覧ください。

#### (2) 経理の特徴について

当公社では、その財源状態や経営成績を明らかにするため、真実性の原則や正規の簿記の原則など一般に公正妥当と認められている企業会計原則に準じた会計処理を行っています。

会計処理の特徴としては、企業会計上一般に採用されている減価償却費等を計上する方式ではなく、償還準備金積立方式を採用していることがあげられます。

#### ①償還準備金積立方式について

建設に要した借入金等を、あらかじめ決められた料金徴収期間内に着実に返済するとした償還主義の原則を重視し、当公社の貸借対照表や損益計算書では、借入金等の返済状況が一目で分るように「償還準備金積立方式」を採用しています。

当公社では、料金収入など営業中の道路から生じる収入から管理費や金利などの費用を差し引いた額を借入金等の返済に充てており、その累計額を償還準備金として表示しています。

償還準備金は、民間企業であれば、その発生経緯(収支差益)から利益剰余金として資本の部に計上されます。しかし、有料道路事業では、借入金等の返済後に道路を無償で地方公共団体に引き渡すこととなることから、償還準備金を負債の部の特別法上の引当金等に計上しています。

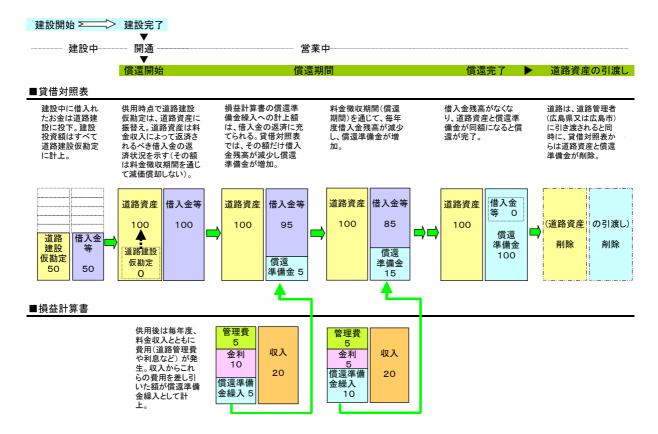
#### ②広島高速道路の減価償却について

民間企業は、土地等を除く有形固定資産について減価償却を行うのに対し、当公社の道路資産は 減価償却を行わず、建設投資額(建設に要した借入金等の総額)で表示します。

これは、有料道路事業が、営利を目的としておらず、当公社は一般の事業会社のように、利益を 株主に配当したり、法人税を課せられたりすることがないため、適正な配当利益や課税所得を算出 する必要がないとの理由によるものです。

償還主義の原則にたてば、当公社ではその経営状態を把握する上で、借入金等の返済状況を示すことが極めて重要であると考えています。道路資産の減価償却を行わないことによって、貸借対照表中で建設投資額と償還準備金が対比される結果、借入金等の返済状況を示すこととなります。

## 〔参考〕貸借対照表と損益計算書にみる償還準備金積立方式の仕組み



# 第3 設備の状況

# 1 設備投資等の概要

平成23事業年度の建設事業における投資の概要は、以下のとおりです。 なお、下記事業以外については、記載すべき重要な事項はありません。

## (1) 高速道路建設事業

- ① 広島高速2号線(温品JCT~仁保JCT間約5.9km) 密接関連道路工事等を実施しました。
- ② 広島高速3号線(吉島〜観音間約2.9km) 吉島〜観音間の高架橋工事等を実施しました。
- ③ 広島高速5号線(温品JCT~二葉の里間約4.0km) トンネル建設に伴う周辺地域への影響に関する調査業務及び二葉の里地区の工事等を 実施しました。

## 〔参考〕高速道路建設事業の実施状況

(単位:百万円)

<b>会</b>		左の内訳				
全体事業費	平成 22 事業 年度以前	平成 23 事業年度	平成 24 事業 年度以降	年度末の進捗率		
378, 000	346, 660	6, 500	24, 840	93. 4%		

# 2 主要な設備の状況(事業資産)

営業中の高速道路

(単位:km、百万円)

路線名	区間	供用延長	建設費		
広島高速 1 号線	広島市東区福田町~ 広島市東区温品二丁目	6. 5	69, 819		
広島高速 2 号線	広島市東区温品町~ 広島市南区仁保沖町	5. 9	100, 471		
広島高速 3 号線	広島市南区仁保沖町~ 広島市中区光南四丁目	4.8	68, 608		
広島高速 4 号線	広島市中区中広町一丁目~ 広島市安佐南区沼田町大字大塚	4.9	37, 420		
	計				

# 3 設備の新設、除却等の計画

広島高速道路事業の平成24事業年度建設事業計画は以下のとおりです。

# (1) 高速道路建設事業

- ①広島高速 2 号線(温品 J C T ~ 仁保間約 5.9km) 前年度に引き続き、密接関連道路工事等を実施します。
- ②広島高速 3 号線 (吉島〜観音間約 2.9km) 前年度に引き続き、吉島〜観音間の高架橋工事等を実施します。
- ③広島高速 5 号線(温品 J C T ~ 二葉の里間約 4.0km) 二葉の里地区の側道及び密接関連道路工事等を実施します。

## (2) 平成 24 事業年度建設事業予算

(単位:百万円)

区分	収入		支	出
	出資金	910	業務費	4, 074
建	無利子貸付金	1, 430	高速道路建設費	4, 074
設	特別転貸債	1, 690	一般管理費	506
事	市中銀行借入金	1, 170	業務外支出	620
業				
	計	5, 200	計	5, 200

## [参考] 平成24事業年度予算(建設事業以外)

(単位:百万円)

	高速道路料金収入	7, 754	維持改良費	600
管	業務雑収入	66	業務管理費	2, 181
理	広島高速道路債券	10, 831	一般管理費	293
事			業務外支出	15, 572
業			予備費	5
	計	18, 651	計	18, 651
受託 事業	受託業務収入	788	受託工事費	788
	合 計	19, 439	合 計	19, 439

# 第4 法人の状況

# 1 基本金の推移

(単位:百万円)

	平成 19 事業年度	平成 20 事業年度	平成 21 事業年度	平成 22 事業年度	平成 23 事業年度
広島県出資金	3, 533	2, 683	3, 073	1, 295	532
広島市出資金	3, 533	2, 683	3, 073	1, 295	532
当期受入額	7, 065	5, 365	6, 145	2, 590	1, 065
期末残高	61, 275	66, 640	72, 785	75, 375	76, 440

※1 当公社は、公社法第 4 条の規定により、設立団体である広島県及び広島市から出資を受けています。(出資金受入総額=基本金の額)

※2この出資金は、借入金の償還完了後に、設立団体に返済することになります。

# 2 役員の状況

#### (1) 役員の定数及び任期

役員の定数及び任期については、公社法第5条により、役員の定数、任期その他役員に関する事項は、定款をもって規定しなければならないこととされています。

また、公社法第 11 条により、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く(ただし、定款で副理事長を置かないことができる。)こととされ、その任期は、公社法第 14 条により、4 年を超えることができず、再任されることができる旨定められています。

当公社においては、定款第6条及び第9条で、役員の定数及び任期について次のとおり定めています。

役職	定数	任 期
理 事 長	1名	
副理事長	1名	4年(再任されることができる。)
理 事	4名以内	*補欠は、前任者の残任期間
監事	2名以内	

#### (2) 役員の任命

公社法第13条により、役員のうち、理事長及び監事は、設立団体の長が任命することとされ、副 理事長及び理事は、理事長が設立団体の長の認可を受けて任命することとされています。

# (3) 役員の状況

平成 25 年 1 月 21 日現在

			十灰 25 午 1 月 21 日 55 任
役職	氏 名 (生年月日)		略   歴
理事長	たか やま しげる	昭和 48 月 2 月	広島市入庁
	(昭和24年12月28日)	平成 18 年 6 月	広島市道路交通局長
		平成 21 年 4月	当公社理事長
副理事長	森川泰雄	昭和 50 年 4月	広島県入庁
	(昭和27年10月10日)	平成 22 年 4月	広島県東部建設事務所長
		平成 24 年 4 月	当公社副理事長
理事	桐 山 孝 晴	昭和63年 4月	建設省入省
	(昭和38年5月26日)	平成 19 年 7月	国土交通省総合政策局情報管理部 行政情報化推進課企画専門官
		平成 20 年 7月	当公社理事
監事	いと やま こう いち 糸 山 幸 一	昭和 52 年 4月	広島県入庁
(非常勤)	(昭和28年8月11日)	平成 20 年 4月	広島県健康福祉局総務管理部長
		平成 22 年 4月	広島県会計管理者(兼)会計管理部長
			(当公社監事)
監 事	藤岡賢司	昭和 50 年 4月	広島市入庁
(非常勤)	(昭和27年9月29日)	平成 22 年 11 月	広島市環境局長
		平成 24 年 4 月	広島市会計管理者
			(当公社監事)

# 3 コーポレート・ガバナンスの状況

当公社のガバナンス体制は、大きく、(1)法令に基づくもの、(2)設立団体による監督等、(3)広島 高速道路公社運営会議、(4)内部管理から構成されています。

### (1) 法令に基づくもの

公社法に基づく主な認可、承認等については、本説明書の11~13ページをご参照ください。

## (2) 設立団体による監督等

設立団体による監督等については、本説明書の11~13ページをご参照ください。

#### (3) 広島高速道路公社運営会議

広島高速道路公社運営会議は、広島県知事、広島市長、国土交通省中国地方整備局長、広島商工会議所会頭及び当公社理事長をもって組織され、当公社の運営に関する重要事項を協議し、事業の適正かつ能率的な推進を図るため、例年、年1回開催しています。

## (4) 内部管理

理事会は、理事長、副理事長、理事をもって構成され、毎事業年度の予算、決算等、当公社の業 務運営上重要な事項について審議することとされています。

監事は、公社の業務を監査し、理事会に出席し意見を述べること、また財務諸表及び決算報告書 に関する意見を述べることとされています。

# 第5 財務の状況

# 1 財務諸表の作成方法

当公社の財務諸表は、公社法、公社法施行規則、定款及び会計規程に基づき作成されています。

# 2 財務諸表の提出

当公社は、公社法第26条の規定により、毎事業年度の決算完結後2ヶ月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、設立団体の長に提出しなければならないこととされています。

また、その提出にあたっては、国土交通省令で定める事項を記載した当該事業年度の決算報告書を添付し、財務諸表と決算報告書に関する監事の意見をつけることとされています。

なお、当公社の財務諸表には、金融商品取引法第193条の2第1項の規定の適用がないため、かかる規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査証明は受けていません。

# 3 財務諸表等

次ページ以降に、平成23事業年度、平成22事業年度の順で掲載しています。

- (1) 平成 23 事業年度
  - ①監事の意見書
  - ②財務諸表
- (2) 平成 22 事業年度
  - ①監事の意見書
  - ②財務諸表

## (1) 平成 23 事業年度

# ①監事の意見書

平成23事業年度広島高速道路公社財務諸表及び決算報告書に関する意見書

広島高速道路公社定款第20条第1項に基づき、平成23事業年度広島高速道路公社財産目録、貸借対照表、損益 計算書及び決算報告書について、関係帳簿その他証拠書類と照合審査の結果、適正なものと認めます。

平成24年5月23日

広 島 高 速 道 路 公 社 理事長 高 山 茂 様

広島高速道路公社 監事 🗼 🗘 莘 一 📵

広島高速道路公社 監事 藤田 賢司

# ②財務諸表

平成23事業年度 広島高速道路公社財産目録

平成24年3月31日現在

	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	an den		平成24年3月31日現在
	内	の 部	R	
区分	摘	要	金 額	金 額
区 分	1周	安	金 額 円	金 額
流 動 資 産			г	6,008,970,99
ル 朝 貞 生 現 金 ・ 預 金				2,778,921,09
况 並 ・	現 金 道路料金収入ほか		11,914,740	2,110,921,09
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		2,767,006,351	
未 収 金	首地頂金 広島銀行県月又店		2,767,006,351	0.005.000.00
木 収 並	地士八井団体供する(株田転代体)		9 185 000 000	3,225,860,68
	地方公共団体借入金(特別転貸債)		2,185,000,000	
	消費税還付金 道路料金収入		32,184,516	
			733,481,837	
24 47 ## ITI	その他の未収金		275,194,335	
前 払 費 用			4 400 040	4,189,21
erry also May also	本社事務所及び本社事務所駐車場借上料ほか		4,189,213	
固定資産				352,771,451,428
事業資産				276,317,962,38
道 路			276,317,962,387	
	広島高速1号線 東区福田町~東区温品二丁目	69,819,159,532		
	広島高速2号線 東区温品町~南区仁保沖町	100,470,551,702		
	広島高速3号線 南区仁保沖町~中区光南四丁目	68,608,425,316		
	広島高速4号線 西区中広町一丁目~安佐南区沼田町大字大塚	37,419,825,837		
事業資産建設仮勘定				75,369,353,05
道路建設仮勘定			75,369,353,054	
	広島高速2号線	313,941,184		
	広島高速3号線	17,543,184,905		
	広島高速4号線	3,730,000		
	広島高速5号線	57,508,496,965		
有形固定資産				1,054,198,75
建 物			1,050,441,474	
	事務所建物 6棟	819,170,754		
	その他の建物 7棟	231,270,720		
車両・運搬具			707,863	
	自動車 17台	707,863		
工具・器具・備品			3,049,418	
	備品等 52件	3,049,418		
無形固定資産				5,577,480
電話加入権			4,646,480	
	電話加入権 46件	4,646,480		
その他の無形固定資産			931,000	
	システムソフトウェア	931,000	,	
投資その他の資産		,		24,359,75
敷金・保証金			24,359,752	,,
77-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-1	事務所等敷金	24,359,752		
繰延資産	33771 4 304			291,699,139
債券発行費				146,404,45
8,3,211,9	広島高速道路債券に係る発行手数料		146,404,455	110,101,10
借入金取扱諸費	THE PROPERTY OF THE PARTY OF TH		110,101,100	52,234,024
口八亚水区阳县	市中銀行等借入金に係る事務取扱手数料		52,234,024	02,234,02
調査費	10 1 30 1 7日ハエに 100 7 77 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 7		02,201,021	93,060,660
pp 旦 貝	高速道路建設に係る調査費		93,060,660	55,000,000
	同心を見れて以で所も関		33,000,000	
	▲ 資産の部合	· 計	+	359,072,121,559

		負	債	の	部				
		内				訳			
区	分	摘		要		金	額	金	額
+ × 4							円		
<b>売動負債</b>									16,955,698,3
短期借入金									13,398,436,0
L 14 A		公社借入金のうち、償還日が1年以内	に到来するもの			1;	3,398,436,072		
未 払 金		NIA wife with							3,360,501,0
		業務費				2	2,845,167,811		
		維持改良費					302,667,730		
		業務管理費					169,469,026		
		一般管理費					13,452,865		
		その他					29,743,624		
未 払 費 用		V M W 3 A 12 K 2 K 400 K K 4 0 4	Li Ji da Me				101 105 510		181,195,5
735 In A		公社借入金に係る平成23年度中の未	払利息等				181,195,510		45 505 5
預り金		7/10 4 D O A A A D O M TO A D O A D	3-r A 66r				45 505 504		15,565,7
m		所得税·住民税·社会保険料、契約保	<b>让</b> 金寺				15,565,704		
固 定 負 債 広島高速道路	I+: MA								35,722,897,5
<b>丛局尚迷退</b> 路	恒芬	広島高速道路債券					005 100 004		55,995,133,3
地方公共団体	/#+ 1 A					5	5,995,133,334		70 640 147 0
地力公共団体	<b></b> 信人金	広島県借入金(特別転貸債)				2.0	201 572 010		78,643,147,8
		広島市借入金(特別転貸債)					9,321,573,916 9,321,573,916		
公営企業金融	ハロボ	広島印信八金(特別転買頂)				33	9,321,373,910		0.000.754.0
公呂征兼金融	公庫借入金	公営企業金融公庫借入金					3,090,754,206		8,090,754,2
政府借入金		公呂丘栗並熙公庫信八並					5,090,754,206		84,738,004,6
以刑旧八並		政府借入金(有料道路整備等資金貸	+ 4 \			21	5,712,521,360		04,730,004,0
		政府借入金(道路事業資金収益回収					9,025,483,306		
市中銀行等借	7.6	以刊旧八並(追陷爭未員並収益回収1	7加貝刊並)			43	9,020,460,500		8,125,000,0
山土秋川 4-1	八亚	市中銀行等借入金(有料道路事業)					8,125,000,000		0,125,000,0
退職給与引当	仝	门下欧门寺旧八亚(有杯追跖事来)				,	3,123,000,000		71,119,2
<b>延帳相子</b> ガコ	715	役職員の退職手当引当金					71,119,232		11,113,2
ETCマイレージ	河出会	区4成员 50 产4成 1 二 月 二 並					11,110,202		59,738,2
LIC (- V )	ソコボ	ETCマイレージ引当金					59,738,280		33,130,2
特別法上の引当会	<b>-</b> 华	FIC (1) 2 Mar					03,130,200		29,819,053,1
償還準備金	E-47								18,903,738,4
184 VE NH 312		広島高速1・2・3・4号線に係る償還準	備全(四支差益)			15	3,903,738,445		10,500,100,1
償還準備積立	金	四周原生 20 年7 旅代 区	州並(ベ人)上皿/			1.	5,500,100,110		10,915,314,6
194 VIII 194 III	1112	消費税還付金				10	0,915,314,692		10,010,011,0
		11.34 Devis 1.1.37				11	5,510,011,002		
		負 債 の	部	計				2	82,497,649,0
	•	正味	財	産					76,574,472,5

平成23事業年度 広島高速道路公社貸借対照表

平成24年3月31日現在 負 債 及 の 部 箵 産 の 部 本 定 Ħ 勘 科 額 勘定科目 額 流動資産 6,008,970,992 流動負債 16,955,698,342 現金・預金 2,778,921,091 短期借入金 13,398,436,072 未 収 金 3,225,860,688 未 払 金 3,360,501,056 前払費用 4,189,213 未払費用 181,195,510 固定資産 352,771,451,428 預 り 金 15,565,704 事業資産 276,317,962,387 固定負債 235,722,897,550 道 路 276,317,962,387 広島高速道路債券 55,995,133,334 事業資産建設仮勘定 75,369,353,054 地方公共団体借入金 78,643,147,832 道路建設仮勘定 75,369,353,054 公営企業金融公庫借入金 8,090,754,206 政府借入金 有形固定資産 1,054,198,755 84,738,004,666 市中銀行等借入金 幼 1,050,441,474 8,125,000,000 建 車両・運搬具 707,863 退職給与引当金 71,119,232 工具·器具·備品 3,049,418 ETCマイレージ引当金 59,738,280 無形固定資産 5,577,480 特別法上の引当金等 29,819,053,137 電話加入権 償還準備金 18,903,738,445 4,646,480 その他の無形固定資産 931,000 償還準備積立金 10,915,314,692 投資その他の資産 24,359,752 (負 債 合 計) 282,497,649,029 敷金・保証金 24,359,752 291,699,139 基 本 金 繰延資産 76,440,000,000 債券発行費 146,404,455 地方公共団体出資金 76,440,000,000 借入金取扱諸費 52,234,024 剰 余 金 134,472,530 調査費 93,060,660 利益剰余金 134,472,530 準 備 金 134,472,530 (資 本 合 計) 76,574,472,530 359,072,121,559 負 債・資 本 合 計 359,072,121,559

<sup>(</sup>注) 未収金には地方公共団体借入金21億8千5百万円を含んでいる。

## 平成23事業年度 広島高速道路公社損益計算書

平成23年4月 1日から 平成24年3月31日まで

			半成24年3月31日まで
費用	の部	収 益	の部
勘定科目	金額	勘定科目	金額
	円		円
経常費用	8,691,811,216	経 常 収 益	8,691,811,216
事業資産管理費	2,520,562,298	業務収入	7,821,798,823
道 路 管 理 費	2,377,609,924	道路料金収入	7,704,938,164
ETCマイレージ還元負担金	137,492,564	ETCマイレージ還元負担金収入	60,575,149
ETCマイレージ引当金繰入	5,459,810	業務雑収入	56,285,510
一般管理費	324,287,566	受託業務収入	566,288,884
一般管理費	259,449,168	受託業務収入	566,288,884
退職給与引当金繰入	12,722,392	業務外収益	303,723,509
減 価 償 却 費	52,116,006	受取利息	2,216,906
引当金等繰入	3,161,620,032	雑  益	301,506,603
償還準備金繰入	2,863,271,331		
償還準備積立金繰入	298,348,701		
受 託 業 務 費	566,288,884		
受 託 業 務 費	566,288,884		
業務外費用	2,119,052,436		
債券利息	572,831,489		
借入金利息	1,493,750,359		
債券発行費償却	11,103,295		
借入金取扱諸費償却	12,682,964		
雑損	28,684,329		
合 計	8,691,811,216	合 計	8,691,811,216

# (2) 平成 22 事業年度

# ①監事の意見書

平成22事業年度広島高速道路公社財務諸表及び決算報告書に関する意見書

広島高速道路公社定款第20条第1項に基づき、平成22事業年度広島高速道路公社財産目録、貸借対照表、損益 計算書及び決算報告書について、関係帳簿その他証拠書類と照合審査の結果、適正なものと認めます。

平成23年5月23日

広 島 高 速 道 路 公 社 理事長 高 山 茂 様

広島高速道路公社 監事 掘内雅晴 雲

広島高速道路公社 監事 条 山 幸 一

## ②財務諸表

平成22事業年度 広島高速道路公社財産目録

平成23年3月31日現在 内 X 嫍 7,574,190,317 流動資産 現金・預金 901,346,894 現 金 道路料金収入ほか 普通預金 広島銀行県庁支店 定期預金 もみじ銀行本店営業部 9.249.900 392,096,994 500,000,000 未 収 金 6,668,581,010 地方公共団体借入金(特別転貸債) 4,810,000,000 消費税還付金 790,816,145 道路料金収入 680,170,674 その他の未収金 387,594,191 前払費用 4,262,413 本社事務所及び本社事務所駐車場借上料ほか 4,262,413 固定資産事業資産 346,301,958,721 276,290,979,487 道 276,290,979,487 69,792,176,632 広島高速1号線 東区福田町〜東区温品二丁目 100,470,551,702 広島高速2号線 東区温品町~南区仁保沖町 広島高速3号線 南区仁保沖町~中区光南四丁目 68,608,425,316 広島高速4号線 西区中広町一丁目~安佐南区沼田町大字大塚 37,419,825,837 事業資産建設仮勘定 68,873,359,471 道路建設仮勘定 68,873,359,471 広島高速2号線 113,756,250 広島高速3号線 広島高速5号線 11,943,411,162 56,816,192,059 有形固定資産 1,105,932,031 1,099,218,056 建 物 事務所建物 6棟 857,048,195 その他の建物 7棟 242,169,861 車両·運搬具 2,971,749 自動車 18台 2,971,749 工具・器具・備品 3,742,226 備品等 52件 3,742,226 無形固定資産 6,973,980 4,646,480 電話加入権 46件 4,646,480 その他の無形固定資産 2,327,500 システムソフトウェア 2,327,500 投資その他の資産 24,713,752 敷金・保証金 24,713,752 事務所等敷金 24,713,752 延資産 277,689,132 債券発行費 125,576,052 広島高速道路債券に係る発行手数料 125,576,052 借入金取扱諸費 80,097,150 市中銀行等借入金に係る事務取扱手数料 80,097,150 72,015,930 調査費 高速道路建設に係る調査費 72,015,930 354,153,838,170

		負 債	の	部				
		内		訳				
区	分	摘	要		金	額	金	額
to as 1 to 100						円		
<b>新負債</b>								19,581,
短期借入金		ハギはまりのでも、勝場口がすたいようではます。	1 0			4 000 005 555	14,9	28,085,
未 払 金		公社借入金のうち、償還日が1年以内に到来する	990)		14	4,928,085,555	4.0	01 040
木 仏 金		業務費				3,683,925,168	4,2	01,642,
		維持改良費				294,263,822		
		業務管理費				184,456,485		
		一般管理費				14,700,277		
		その他				24,297,152		
未払費用		ての他				24,291,102	11	73,501,
木 仏 貫 用		公社借入金に係る平成22年度中の未払利息等				173,501,677	1	75,501,
預り金		公工旧八並に休る十成22十及下の木仏利心寺				113,301,011		16,350,
原 ソ 亚		所得税·住民税·社会保険料、契約保証金等				16,350,979		10,330,
固定負債		万·行仇"住风忧"在云体陜村、大利休祉亚寺				10,550,515	222 6	67,351,
国 足 貝 頂 広島高速道路(	害光							94,333,
// / / / / / / / / / / / / / / / / / /	貝分	広島高速道路債券			47	4,994,333,334	44,5	J4,JJJ,
地方公共団体化	出 z 🌣	以西同还坦斯貝分			4.	1,774,333,334	90.6	21,164,
地方公共団件	旧八亚	広島県借入金(特別転貸債)			40	0,310,582,252	80,0	21,104,
		広島市借入金(特別転貸債)				0,310,582,252		
公営企業金融公	八唐供 1 仝	四面印度八亚(村別和貝頂)			40	3,310,362,232	0 5	97,869,
厶酉止未並賦.	乙庫旧八亚	公営企業金融公庫借入金			9	8,597,869,329	0,5	51,005,
政府借入金		五百正未立歐五庫旧八亚				3,331,003,323	88 1	41,308,
以川田八亚		政府借入金(有料道路整備等資金貸付金)			3.5	5,237,810,641	00,1	11,500,
		政府借入金(道路事業資金収益回収特別貸付金	>)			2,903,498,302		
市中銀行等借	7.4	次// 旧八亚(尼时 7 米貝亚以血口水 1/ // // // // // // // // // // // //	<u>-</u> /		02	2,300,130,002	10.2	00,000,
山.山旅口 4月	/ 312	市中銀行等借入金(有料道路事業)			10	0,200,000,000	10,2	00,000,
退職給与引当。	<b>4</b>	10 1 数 11			10	3,200,000,000		58,396,
/C194/194 7 71 — 3	117.	役職員の退職手当引当金				58,396,840		00,050,
ETCマイレージ	引当金	K-MA-V-Z-M-1 - 11-1-E				00,000,010		54,278,
210 . 1. 4	71 - 1 <u>112</u>	ETCマイレージ引当金				54,278,470		01,510,
別法上の引当金	- 竺	10.11				01,210,110	26.6	57,433,
償還準備金	2.47							40,467
94.22 VIII 312.		広島高速1・2・3・4号線に係る償還準備金(収支	差益)		16	6,040,467,114	10,0	10,101,
償還準備積立金	<b>*</b>		,		10	-,,,,,,,,,	10.6	16,965,
DIVET HILLIAM		消費税還付金			10	0,616,965,991	10,0	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		113 M JAPAGE 1 J. MC			10	3,010,300,331		
		負 債 の 部	合 計				278,6	44,365
		正 味 財						09,472,

平成22事業年度 広島高速道路公社貸借対照表

平成23年3月31日現在 資 負債及び の部 7,574,190,317 19,319,581,115 流動資産 流動負債 現金・預金 901,346,894 14,928,085,555 短期借入金 未収金 6,668,581,010 未払金 4,201,642,904 173,501,677 前払費用 4,262,413 未払費用 346,301,958,721 固定資産 預 り 金 16,350,979 事業資産 276,290,979,487 固定負債 232,667,351,420 路 276,290,979,487 広島高速道路債券 44,994,333,334 道 68,873,359,471 事業資産建設仮勘定 地方公共団体借入金 80,621,164,504 道路建設仮勘定 68,873,359,471 公営企業金融公庫借入金 8,597,869,329 1,105,932,031 政府借入金 88,141,308,943 有形固定資産 市中銀行等借入金 10,200,000,000 物 1,099,218,056 建 車両·運搬具 退職給与引当金 2,971,749 58,396,840 工具·器具·備品 ETCマイレージ引当金 54,278,470 3,742,226 6,973,980 特別法上の引当金等 無形固定資産 26,657,433,105 電話加入権 4,646,480 償 還 準 備 金 16,040,467,114 その他の無形固定資産 2,327,500 償還準備積立金 10,616,965,991 投資その他の資産 24,713,752 (負 債 合 計) 278,644,365,640 敷金•保証金 24,713,752 繰延資産 277,689,132 基 本 金 75,375,000,000 債券発行費 125,576,052 地方公共団体出資金 75,375,000,000 借入金取扱諸費 80,097,150 剰 余 金 134,472,530 調査費 72,015,930 利益剰余金 134,472,530 準 備 金 134,472,530 (資 本 合 計) 75,509,472,530 354,153,838,170 負債・資本合計 354,153,838,170

<sup>(</sup>注) 未収金には地方公共団体借入金48億1千万円を含んでいる。

# 平成22事業年度 広島高速道路公社損益計算書

平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで

			平成23年3月31日まで
費用	の部	収 益	の部
勘定科目	金額	勘定科目	金額
	円		l H
経常費用	8,701,813,228	経 常 収 益	8,701,813,228
事業資産管理費	2,514,004,555	業務収入	7,225,455,022
道 路 管 理 費	2,387,799,503	道路料金収入	7,134,271,864
ETCマイレージ還元負担金	71,926,582	ETCマイレージ還元負担金収入	39,135,328
ETCマイレージ引当金繰入	54,278,470	業務雑収入	52,047,830
一般管理費	313,360,452	受託業務収入	443,117,088
一般管理費	246,592,426	受託業務収入	443,117,088
退職給与引当金繰入	11,095,240	業務外収益	1,033,241,118
減 価 償 却 費	55,672,786	受取利息	4,489,060
引当金等繰入	3,390,357,220	雑 益	1,028,752,058
償還準備金繰入	2,366,229,895		
償還準備積立金繰入	1,024,127,325		
受 託 業 務 費	443,117,088		
受 託 業 務 費	443,117,088		
業務外費用	2,040,973,913		
債券利息	441,519,051		
借入金利息	1,551,297,279		
債券発行費償却	8,260,651		
借入金取扱諸費償却	12,237,383		
雑 損	27,659,549		
合 計	8,701,813,228	合 計	8,701,813,228